

林業・木材産業循環成長対策交付金に係る特約書（案）

「林業経営体育成対策（林業機械リース支援）」

年 月 日

借主

住所 〒690-0876 島根県松江市黒田町 432 番地 1

氏名 公益社団法人 島根県林業公社

理事長 松尾 秀孝

貸主

上記当事者は、借主貸主間で締結した後期リース契約（以下「原契約」という。）に関し次のとおり合意したので、これを証するため本書を2通作成し、借主及び貸主が各1通を保有します。

- 借主及び貸主は、原契約が「令和5年度森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付金等要綱（以下「要綱」という。）及び「令和5年度林業・木材産業成長産業化促進対策交付金実施要領（以下「要領」という。）の定めにより、借主が「令和5年度林業・木材産業循環成長対策交付金（以下「交付金」という。）の交付を申請し、借主に通知された交付金交付決定通知書に基づくものであることを確認します。
- 借主及び貸主は、要綱及び要領を遵守します。
- 借主及び貸主は、交付金交付決定通知書に基づき交付を受ける交付金額が、次のとおりであることを確認します。

交付金額 ￥〇〇〇〇円

- 借主は、原契約を締結後、「減価償却資産の耐用年数等に関する症例」に定められた原契約のリース物件の耐用年数（5年）の間は処分制限が付され、またその間使用することを前提とした交付金であることを確認します。
- 借主が、交付金の対象機械が交付金対象事業の要件を満たさない、もしくは交付金の目的外利用や原契約の途中解約、その他の事由により、島根県知事から交付金交付決定の全部又は一部（以下「返還金等」（加算金等を含む）という。）の返還命令を受けた場合は、借主は返還金等の全額を負担するものとする。
- 借主及び貸主は、前項3の交付金総額が変更になり交付金交付決定額が減額となった場合は、別に確認書を締結するものとし、交付金総額の減額に伴う精算をします。

記

(リース契約の表示) 契約日： 年 月 日

契約番号： No.

導入機械： コベルコ建機株式会社 SK135SR-7F

KESLA 25SHmk II

「林業・木材産業循環成長対策交付金に係る特約書」の第3項に記載の交付金額総額の対象機械の明細及び算出根拠は、下記のとおり。

また、交付金については、対象機械導入年度に借主から貸主に支払われるもの。借主が貸主に支払うリース料については、交付金を差し引いた額を基に算出されたものである。

- 1 物件名・仕様
- 2 数 量 1台
- 3 物件価格 円（消費税及び地方消費税を除く。）

- 4 交付金総額の算定式
(リース物件価格－残存価格) × 1/3
(円－ 円) × 1/3 = 円

※交付金額の算定式の「リース物件価格」及び「残存価格」は消費税及び地方消費税を除く金額である。

- 5 月額リース料
- 1回目 円
- 2～60回目 円